

大分県予算編成並びに 行政執行に関する要望書提出



10月22日(水)「2009年度大分県予算編成並びに行政執行に関する要望」を、県の生活環境部長室で行ないました。

この要請活動は毎年会員生協の意見を聞きながら実施しています。今回の要望は、①消費者行政の充実・強化、②食の安全・安心の推進、③災害時の緊急生活物資の供給、④生活協同組合の支援策、⑤医療行政の改善、⑥介護保険の改善、⑦遺伝子組み換え作物の調査、⑧伊方原子力発電所の安全性、⑨清掃工場等の排出ガス中の重金属濃度の規制の9つのテーマです。

当日は、県生活環境部より宇都宮鉄男部長をはじめ4名、生協県連は、足立会長含め14名が出席しました。会議は、吉田参事が司会者となり、県生協連より足立会長よりあいさつ、県、生協連双方より出席者の自己紹介があった後、足立会長より宇都宮部長に「要望書」を手渡し、内容については太田専務と関係する生協の専務や常務より各テーマごとに詳しく説明を行いました。

今回の要望は、新たな課題1項目を含めて9つのテーマで要望書を提出し、11月末までに回答いただくようお願いしました。

その後、宇都宮部長より「生協連の活動は県行政と関心や課題は近く、消費者問題や食の安全・安心問題、災害の協定、福祉や介護に努力されていることに感謝する。県も2009年度基本方針を出し、安心・安全施策では、防災、新型インフルエンザ、医療、消費生活の安全・安心を中心に考えており、みなさんに直接関係のある事項である。」旨の回答があり、要望事項については関係部署と連携して回答することで、その後意見交換を行いました。



2009年度大分県予算編成ならびに行政執行に関する要望書

広瀬知事をはじめ大分県行政の皆様には、日頃より県民・消費者の暮らしと健康、福祉向上のためにご尽力いただいておりますことに深く敬意と感謝を申し上げます。

また、弊連合会および会員生協に対しまして何かとご指導・ご鞭撻いただきまして、厚くお礼申し上げます、お陰様で県内の生協も、2008年3月末で、以下の状況になっています。

大分県生活協同組合連合会の現勢	(12会員)	()は前年比
*組合員数	440,959人	(101.1%)
*総事業高	284億1百万円	(99.4%)
*出資金総額	82億9百万円	(102.8%)

大分県生活協同組合連合会は、消費生活協同組合法に基づき消費者自身が自発的に「自ら出資し、利用し、運営に参加する」組織として、消費者の学習・啓発活動や暮らしに役立つ活動を続け、加盟する生協はそれぞれの分野で様々な事業や組合員活動を行っています。相互扶助の精神を大切に、組合員一人ひとりの持てる力を出し合いながら、よりよい暮らしづくりに幅広い活動を展開しており、私ども大分県生協連では、広瀬県政が目指す「安心・活力・発展」をキーワードとした県政運営の一端を担うため「住みよい大分県づくり」にむけて、県内生協と連帯して取り組むべき諸活動を推進しております。

2007年度の大分の生協は、組織と事業を発展、充実させるべく努力をしながらも、食品業界での食品偽装問題の中で日生協での2007年6月に発生した北海道のCOOP牛肉コロケ「ひき肉偽装」、2008年1月に発生したCOOP鳴門産わかめの産地偽装、とりわけCOOP手作り餃子による重大中毒事故などコープ商品で引き起こした一連の事故は、これまで全国の生協で取り組んできた食品の安全に対する信頼を根底から揺るがす大事故となり、多くの消費者や組合員に多大のご迷惑をお掛けしたことを心からお詫びし、再発防止に努力しております。

さらに、消費者問題では2007年6月7日よりスタートした消費者団体訴訟制度を受けて、今も後を絶たない悪質商法、偽装食品、振り込め詐欺等から県民の消費者被害の未然防止・拡大防止・救済活動を行い、将来的には消費者団体訴訟制度における適格団体を目指して2008年1月に特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」を大分県の協力をいただきながら弁護士・司法書士・消費者団体・学識経験者が一緒になって設立し、同年2月より「消費者被害110番」の相談事務所を大分市に開設しました。

また、生協の社会的な役割の一つとして、高齢者福祉の充実や子育て支援事業としての「子育てひろば」やフリースペースの開設等を展開しており、地域社会の中で21世紀は共生・共創の理念を掲げることの大切な価値観として認識されるとき、協同することを思想とする生活協同組合が果たすべき役割は、大きいと考えます。

そのような立場から、以下の項目について要望するものです。

県生協連の要望事項を真摯にご検討いただき、県民の暮らしの向上と県内生協運動の発展にお力添えをいただけますよう強くお願い申し上げます。

なお、ご検討の結果及びその措置につきましては、11月末までに文書にてご回答いただきますようお願いいたします。

1. 消費者行政の充実・強化について要望します。

1. 消費者基本法では、消費者の6つの権利(①安全性が確保されていること。②自主的、合理的な選択の機会が確保されること。③必要な情報が速やかに提供されること。④消費者教育の機会が提供されること。⑤意見が適切に反映されること。⑥消費者被害が適切かつ迅速に救済されること。)を尊重することで、消費者の自立・自己責任が芽生えるとなっています。消費者はこれまで、事業者との格差の中で適宜な情報を習得できない状況でしたが、消費者の6つの権利を消費者だけでなく事業者にも徹底することが消費者被害を防止できる判断材料なのです。高齢化する社会において消費者自立支援を適正に徹底することが今もっとも求められています。今一度、消費者自立支援を棚卸しし、不足面を洗い出し課題を整理し、年次ごとに大分県民の消費生活を安全向上の取り組みを一般県民に分かる取り組みを要望します。
2. 消費者契約法の改正に伴い消費者団体訴訟制度が2007年6月7日より施行され、全国的には適格団体に認定される団体もあり、法律の趣旨が活かされる状況になってきましたが、大分県においても弁護士・司法書士・消費者団体を中心となって大分県の支援をいただきながら2008年1月に特定非営利活動法人

「大分県消費者問題ネットワーク」を設立し、同年2月には大分市に「消費者被害110番」の相談事務所を開始し、活動を続けています。

この活動をさらに発展させるために、次の項目について要望します。

- (1) この団体は、将来的には適格消費者団体を目指しており、そのためには弁護士や司法書士はもちろんのことですが、消費者相談員の専従問題や常勤体制(現在週2回)の確立等が重要になります。会員の会費のみではなかなかきびしいものがありますので、支援の強化を要望します。
- (2) 生協県連では、毎年、市町村の首長との懇談会を開催しておりますが、その中で市町村の消費生活相談窓口の充実を要請しておりますが、窓口設置しても財政的なものもありますが、消費生活専門相談員やアドバイザーの人材育成がなされていない現状を解決するために、資格取得のための研修の場を設けることで、できない場合には助成支援してほしいとの声があり、要望します。
3. 国では「消費者庁」の創設が囁かれています。そのために県行政としての対応策が考えられておりましたらお聞かせ願います。

2. 食の安全・安心推進について要望します。

大分県におかれましては、食の安全・安心のために「大分県食品安全推進県民会議」で行政・事業者・消費者が一体となって尽力されておることに敬意を表しますが、次の事項について要望します。

- (1) 北海道の牛肉コロッケ「ひき肉偽装」をはじめとして2007年から2008年にかけて全国で外国産、国内産を問わず食品の偽装や表示偽装、中毒問題等、食品に対する安全・安心を脅かす重大事故が発生し、国民は何を食べたら安全か不安が拡大しております。
また、最近では三笠フードの事故米は政府を巻き込んだものであり、これらの発見は内部告発が中心であり、大分県においても製品製造業者に対する検査や監視、食品表示の監視体制や指導の強化を要望します。
さらに、中央では食品安全委員会がありますが、食品や外食、流通業の業界団体などが参加し「食の信頼向上をめざす会」を発足させ、食品の安全性、残留農薬、食品表示のあり方、「食の安全」に関する情報の収集、法令順守を徹底する勉強会にしていくことにしていますが、大分県においても、行政のリーダーシップで設置することを考えているかをお聞かせ願います。
- (2) 残留農薬等のポジティブリスト制度で検査する農薬や動物用医薬品の種類と項目を年々拡大しておりますが、さらに拡大いただきたいことと、制度の消費者の理解を広げるための施策を要望します。
- (3) 食の安全・安心確保関連事業や食育関連事業に関する予算は年々減額しておりますが、食の安全・安心の事故は多発しており、その役割はますます拡大していますので、減額ではなく増額するよう要望します。

3. 災害時の緊急生活物資の供給に関して要望します。

災害は何時発生するか分かりません。「災害時の緊急生活物資の供給に関する協定」を効率的に運用するために、昨年は図上訓練にありましたが、他県では防災訓練に参加しております。大分県においてもさらに実践的な訓練の場を設けること、連絡協議会の場を年1回は最低設けるよう要望します。

4. 生活協同組合への支援策を引き続き強められることを要望します。

消費生活協同組合の発展が県民生活の安定にとって重要との位置付けに基づき、生活協同組合への支援策の引き続き強めていただきたいことと、今後も日常的な連携、相互の理解を深めるために、懇談会等の開催を引き続き実施されるよう要望します。

5. 医療行政に関して要望します。

医療制度改革関連法が施行され、後期高齢者医療制度に対する大きな不満と不信がわき上がり、政府としても見直しを余儀なくされています。

また、ご存知のように県内においても中小病院を中心に医師不足などが顕著となり、地域医療は崩壊の寸前にあるといっても過言ではありません。

このような中で、県に対して県民のための医療を守り、安心して暮らせる地域社会実現のために下記のことについて要望します。

- (1) 医療費抑制政策の下で医療費抑制のみを目的とした診療報酬引き下げ政策を改めて医療財源確保を図るように引き続き国に対して働きかけるよう要望します。
- (2) 2008年度の回答の中で、「勤務医の労働条件改善のため、配置基準以上の医師を確保する病院に対する診療報酬上の評価の見直しを国に要望する」としてはありますが、現状の医師数の中でこのような診療報酬体系が認められれば、看護師配置基準の見直しにより、7対1が導入されたと同時に医師が大病院に集中するなど医師の偏在を招くこととなり、地域中小病院はますます医師不足に陥ると思われます。従って、現在でもそのように要望しているのであれば、要望を取り下げるよう求めます。また、県独自の医学生に対する奨学金や貸付制度を整備し、県として医師確保対策をとられるよう要望します。なお、県としての計画があるならば、年当たりの対象者数をどの程度と考えているのかお聞かせください。
- (3) 大分県の調査では、2006年度の大分県全体の市町村で資格証明書の交付は4752世帯、短期被保険者証の交付は11,734世帯と報告されています。昨年度の交付状況について報告を求めます。短期被保険者証の期限が切れた後の受診状況についてどのように把握しているか。また、市町村に対しては、まず必要な医療が受けられるような受診確保の対策を優先するように引き続き指導を要望します。
- (4) 大分県は、高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づき、大分県医療費適正計画を今年3月に策定していますが、計画の内容について、次のように質問および要望をします。
- ① 現在の医療療養病床と介護療養病床3160床を2012年度には医療療養病床1560床にし、他に老健施設やケアハウス等への入所で間に合わせるとしてはありますが、医療の必要な入院病床が絶対的に不足するとは考えないか。また、県として具体的にどのような方法により、目標達成を行う計画かお聞かせください。
 - ② 医療費適正化計画で示されている2012年度における老健施設やケアハウス等の在宅療養支援拠点の入所定数をどのようにみているか。
 - ③ 平均在院日数の目標を長野県の日数との差を根拠として設定されているが、長野県の医師数やベッド数は多い県との人口比例でみてどのように把握しているか。
 - ④ 医療費適正化計画の大部分は、国の基本方針(参酌標準)に則して策定されていると思われるが、大分県の地域特性として特段の配慮がされている事項は何か教えてください。

6. 介護保険に関して要望します。

2006年4月の介護保険改定後、介護の現場、利用者の方等からさまざまな不安や不満が上がったのはご承知のことと存じます。前回の改定では、①新予防給付、地域支援事業の創設、②施設給付に居住費・食費負担の導入、③地域包括支援センターと地域密着型サービスの創設などが行われましたが、つまるところ財政抑制論に基づく利用制限と利用者への負担増を求めるものでしかなく、介護保険制度の理念や根幹を揺るがすほどの影響をもたらしています。介護保険が信頼される制度として存続していくためには、看護保険加入者、利用者の権利が守られ、信頼されることが大切と考えます。

早くも来年4月には介護保険発足後3度目の報酬改定が行われます。県におかれましては、国に対して県民の立場に立って意見や要望していただくことを要望します。

また、私どもの調査で現行の制度の中での問題点も明らかとなっています。以下の事項について見解をいただきたく要望します。

(1) 食費・居住費負担について

- ① 施設の居住費について家族は、二重に負担することとなり経済的にも厳しくなっている。
- ② 国はユニット型の施設を奨励しているが、利用者にとっては高い部屋代を負担させられるだけで入所環境など内容はほとんど改善されていない。
- ③ デイサービス、デイケアでの食事代は1回400～600円になり、年金だけで生活している高齢者には負担が大きく、利用回数を減らしている。
- ④ デイサービスの食事代の負担が大きいため、オニギリ1個を持参している高齢者がいる。

以上のように食費、居住費負担は利用者や家族にとっては、大きな負担となり、利用を控えなければならない現状をどのように考えているのか。また、利用者の現状を理解いただいて次期報酬改定において負担軽減などの施策を国に働きかけるよう要望します。

(2) 地域包括支援センターと新予防給付について

- ① 包括支援センターで一人が100人近い利用者を担当していると聞かすが、訪問や面接に基づく指導や助言が行われているのか疑わしいものがある。
- ② 毎月の訪問が必要ではなく、電話確認でもよいというが、3ヶ月に1回程度の訪問で予防効果が把握できるのか。
- ③ デイサービス等は月単位で利用料が決

められているため、例えば要支援2で週1回の利用だけでも1ヶ月分の利用料が請求されるが、利用者には納得できない。④改正前の居宅支援事業所のほうが訪問・面談が多く、利用者としては安心してきていた。(要支援の利用者)⑤個々のサービスプランに追われていて地域でのサービス体制や住民の情報が無い。(ケアマネ)

以上のように新予防給付を巡っては、さまざまな矛盾があり、利用者の不信にも繋がっていることをどのように考えるか。県としても利用者の実態調査など現状を把握し、制度の改善を国に働きかけるよう要望します。

(3)生活援助や外出介助など訪問介護サービスの利用制限について

①閉じこもりや歩行不安定の方に戸外での気分転換や歩行訓練をサービスに入りたいが、散歩では利用できないことになっている。買い物の付き添いならできるというが矛盾している(ケアマネ) ②生活援助の稼働時間が1.5時間以内に制限され、掃除、買い物など家事全般を時間内に済ますことは困難な場合がある。高齢者は話し相手を求めていることもある。また、認知症の方は特に目配りが必要なため時間内での稼働は難しい(ヘルパー) ③独居であっても要支援の人は、家事援助を週1~2回しか受けられないのが現状。毎日少しのヘルパー援助があれば自立した生活ができる利用者もいるが、利用制限のため限度額以内であっても利用できないのはおかしい(ケアマネ)

以上のように改正介護保険制度の下で、現場からさまざまな矛盾が明らかになってきているが、県としてどのように把握しているかお聞かせください。また、利用者の立場で、自立可能な支援内容の改正の実現を国に働きかけるよう要望します。

(4)次期介護保険報酬改定について

次期介護保険報酬改定では、すでに転換型老人保健施設の取り扱いや介護労働者の確保策など幾つかのテーマをめぐっては、先行的に社会保障審議会の部会や検討会で論議が進められているようです。県におかれましては、前述のような現状認識を持って国に具体的な制度改善の改定となるように意見反映されるよう要望します。

(5)介護サービス情報について

介護サービス情報は、県の回答によれば2006年11月のホームページ開設以来、昨年10月までのアクセス件数は、25,979件と報告がありました。以降1年間のアクセス数について明らかにするよう求めます。また、この間の利用者の実態を見ても情報制度が利用者、県民に有効的に利用されているとはとても思えず制度の廃止を求めます。

なお、当面、廃止が無理な場合であっても事業所にとって年1回の更新手続きは労力も経済的な負担も大きく、事業者の負担にならないように大幅な改善をして、来年度より実施されるよう求めます。

(6)介護労働者の労働条件について

介護報酬の改定以降、ホームヘルパーなど介護労働に携わる者の勤務労働条件が低下してきています。県は介護施設については、定期の指導監査で職員の給与体系など勤務労働条件の指導をしているとしていますが、訪問介護事業所など在宅サービス系の職員の勤務労働条件についてはどのように把握しているかお聞かせください。今後、訪問介護事業所等への調査・指導を行うように要望します。

(7)高齢者虐待防止法の効果的実施について

2006年4月に高齢者虐待防止法が施行され2年が経過しました。県の調査では全市町村に相談窓口が設置されたとありますが、市町村毎の相談件数を明らかにしていただきたい。また、市町村だけでなく中学校校区を基準に置かれている地域包括支援センターにも分かりやすい名称で相談窓口を設置すれば、より身近で効果的と考えますが、県の見解をお聞かせください。

7. 遺伝子組み換え作物に関し要望します。

会員生協であるグリーンコープおおいたでは、2005年から県内に自生しているセイヨウナタネを採取し、遺伝子組み換えが否かの調査をしています。2005年は2箇所から採取し、遺伝子組み換えでないことを確認しました。2006年は19箇所から採取し、うち日出町で採取したナタネが遺伝子組み換えであることが判明しました。2007年は、県内の主要幹線道路・肥料企業周辺・河川敷・畑など74箇所から採取し、いずれも遺伝子組み換えでないことを確認しました。ただし、2006年に遺伝子組み換えナタネが自生していた地点には、ナタネそのものが自生していませんでした。

そして、2008年3月3日~4月23日の間に県内59箇所から採取したセイヨウナタネのうち、日出町で採取したナタネが遺伝子組み換えであるという検査結果が出ました。この採取場所は2006年と同じ場所です。

ここ数年、毎年県に対しては国の調査ポイントに大分県を含めるように働きかけをお願いしてまいりました。しかし、昨年度の「回答」では、国としては「生息域は拡大していないとの考えにより、大分県を調査ポイントに加える予定はない」、また県としては「国を中心とした取り組みが必要でありますので…」と、必ずしも県民の不安を解消するために積極的に動こうとする回答はいただけませんでした。

2006年に続いて2008年も大分県内で自生GMナタネが発見されたということは、国が言う「生息域は拡大していない」という前提そのものが、やはり間違っていたと言えると考えます。

そのため、改めて強く要望します。

- (1) 国による自生GMナタネの監視調査ポイントに大分県を含めるよう国に働きかけること。
- (2) また、国の調査ポイントに加えられなかった場合は、大分県の農業や県民の健康を守る立場から大分県としてGMナタネの自生調査を実施すること。

8. 伊方原子力発電所(以下「伊方原発」という)に関し要望します。

昨年度、「2008年度 県政への要望」の中で、伊方原発について、3点の要望をしましたが、「伊方原発のEPZの外であり、また、愛媛県が必要と考えている防災対策の必要な範囲の外となりますので、原子力発電所事故を想定した防災計画は策定していません。」との回答をいただきました。

しかし、「チェルノブイリ発電所では未だに半径30km内では人が住めないこと」「柏崎刈羽原子力発電所では国の想定を越えた大きな揺れにより甚大な被害を出し、未だに操業再開の目処が立っていないこと」という現実を見れば、半径10km、20km内だけの防災対策では県民の安全と安心を確保することは不可能であることは明らかだと思います。

また「伊方原発の場合は、地震発生の危険度、耐震性の危険度ともに全国ワースト2位と言われていること」「世界的に地震の活動期に入ったと言われていること」「建設時には見つからなかった活断層が、全国の原発周辺で続々見つかったこと」「想定を越える原発事故が発生した場合、その被害は極めて甚大なものになると予想されていること」を考えれば、伊方原発に隣接する大分県としても何らかの準備・対策が必要なことは明らかではないかと考えます。

そこで、改めて強く要望します。

- (1) 伊方原発の地震時の安全を確保するため、国及び四国電力に対して、第三者機関による周辺活断層の調査及び耐震設計の見直し、必要な補強を行うよう働きかけること。
- (2) 重大事故時の県民の避難時間確保のため、四国電力と重大事故時の緊急通報体制を築くこと。
- (3) 原発事故時の防災体制について、大分県独自の原子力防災計画を策定し、放射能の測定体制を強化するとともに、万一重大事故が発生した場合に備え、ヨウ素剤等を備蓄すること。

9. 清掃工場等の排出ガス中の重金属濃度の規制に関し要望します。

会員生協であるグリーンコープ生協おおいたでは、1999年から松葉による大気中のダイオキシン濃度の調査を実施しています。さらに、2006年からは大分市内の大型焼却炉2ヶ所周辺で、重金属類12項目について調査・分析を行っています。

10年前に調査を始めてからほぼ一貫してダイオキシン濃度は低下してきましたが、2007年度の調査では一転して増加に転じる調査結果となりました。また、重金属類についても2006年度と2007年度の調査結果を比較したとき、ほとんどの重金属で濃度が増加しているという結果になりました。

大分市では2007年度からゴミの分別方法が変わり、それまで「不燃物」として処理されてきたプラスチック類が「可燃物」「プラスチック類」に分けられ、以前に比べてプラスチック類とそれに付属している重金属類の焼却が増えていたと予想されます。また、佐伯市などでは焼却場として高温ガス化溶解炉が稼働していますが、こちらの方は文字通りあらゆるゴミを「ガス化」する焼却炉です。このように「焼却されるプラスチック類や重金属類が増えている」ことが、ダイオキシンと重金属類の大気中濃度の増加につながっていると考えます。

大分市の取り組みの、ゴミを少しでも有効利用するための分別強化は私たちも希望するところですが、一方では上記のような大気汚染の問題も及んでいることを承知しておく必要があります。

そこで、以下の2点について要望します。

- (1) 国に対して、重金属についての大気中と排ガス中の環境基準制定を働きかけること。
- (2) 県として、各市町村と協力し、焼却炉の排ガス中のダイオキシン・重金属類の濃度の監視と低減に努めること。